第１６５回

愛知県市長会議

平成２８年４月２１日(木)

開催市　蒲郡市

愛知県市長会

会　議　次　第

会 場　　ホテル竹島

1　開　　会　　午後１時３０分

2　開催市市長あいさつ

3　会長あいさつ

4　新市長紹介

5　来賓祝辞

6　議長選出

7　議案審議

8　協議事項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 役員の改選について

(3) 次回開催市の決定について

9　会務報告

10　そ　の　他

11　閉　　会　　午後３時１０分

12　写真撮影

13　視　　察

○株式会社ニデック

○ボートレース蒲郡

第１６５回　愛知県市長会議提出議案一覧表

		ページ
第１号議案	要望額に基づく国庫補助金等の交付について 知多ブロック　提出	4
第２号議案	婦人（女性）防火クラブ等の防火防災団体に対する財政支援について 東尾張ブロック　提出	6
第３号議案	医療機関に係る消費税制度の抜本的な見直しについて 西尾張ブロック　提出	8
第４号議案	国民健康保険に対する負担のあり方について 西尾張ブロック　提出	10
第５号議案	手話通訳者の育成について 西三河ブロック　提出	12
第６号議案	火葬場施設整備等に対する国庫補助制度の創設について 西尾張ブロック　提出 東三河ブロック　提出	14
第７号議案	再生可能エネルギー発電設備の設置事業者に対する規制強化について 東尾張ブロック　提出	16

第８号議案　亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度の創設について　18
名古屋ブロック　提出

第９号議案　プラスチック製容器包装リサイクル制度の見直しについて　20
東尾張ブロック　提出

第10号議案　スプレー缶やカセットボンベの処理について　22
西尾張ブロック　提出

第11号議案　一宮西港道路の早期事業化について　24
西尾張ブロック　提出

第12号議案　自動車物流機能の強化に向けた港湾施設の整備促進について　26
東三河ブロック　提出

第13号議案　学校施設整備に対する財政支援について　28
西尾張ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

第１号議案

要望額に基づく国庫補助金等の交付について

知多ブロック　提出

国は財源不足を理由として、都市自治体に対する国庫補助金に、地域生活支援事業費補助金のように調整率を用いて大幅に減額し予算の範囲内に収める対応をとったり、社会資本整備総合交付金など要望額を大きく下回るような交付決定も見られます。

本来の算定額よりも補助金等を減額された都市自治体は、事業の見直しが必要となりますが、記念事業や市民と完成時期を約束している政策的な事業あるいは緊急を要する道路の維持修繕事業など、年度途中での事業見直しが困難な場合も多く、減額分を一般財源で負担せざるを得ないのが実態となっています。今後とも、このような状況が続けば一般財源での負担が困難になり、事業を先送りせざるを得ず、市民生活に多大な影響を及ぼすことにもなります。

よって、国におかれては、**国庫補助金や交付金の趣旨、制度をしっかりと踏まえて、要望額による全額交付を行うよう要望します。**

また、やむを得ず国庫補助金等の交付決定額が要望額を下回る場合は、都市自治体に対して当初予算編成後に新たな予算確保が生じないよう事前通知などの情報提供を行うよう要望します。

メ　　モ

第２号議案

婦人（女性）防火クラブ等の防火防災団体に対する財政支援について

東尾張ブロック　提出

婦人（女性）防火クラブは、家庭における火災を予防するために昭和３７年の消防庁通知により全国的に活動していますが、これまでに国及び県からの財政支援は受けておらず、各自治体の補助金等で活動しているのが現状です。

そのため、自治体の限られた予算内では例年どおりの事業を実施することにとどまり、新規の事業や突発的な事業に対応することに苦慮しています。例えば、豊明市婦人防火クラブでは、婦人から女性へと名称を変更するため、被服の整備を計画していますが、在籍支部数が多いことから整備する被服費が高額になり対応することができず、啓発活動等も縮小せざるを得ないのが現状です。このような状況を回避するためにも、婦人（女性）防火クラブ等の防火防災団体が国及び県からの財政支援を受けることができれば、火災予防の啓発活動や防火防災訓練等を幅広く、かつ効果的に実施することができるようになります。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律において、「国及び都道府県は、市町村が行う自主防災組織及び女性防火クラブ等の育成発展を支援するために必要な援助を行うものとする。」と規定されており、婦人（女性）防火クラブへの財政支援は、地域の防災力を向上させることに大きく寄与することでもあります。

よって、国におかれては、**婦人（女性）防火クラブ等の防火防災団体を活性化させ、より積極的に活動できるようにするため財政支援を講じるよう要望します。**

メ　　モ

第３号議案

医療機関に係る消費税制度の抜本的な見直しについて

西尾張ブロック　提出

病院事業においては、収入の多くを占める社会保険診療の給付が非課税収入となっていますが、仕入れで支払った消費税のほとんどが控除対象外消費税となっているため、病院が負担しているのが現状です。

消費税率が平成２６年４月に５％から８％に引き上げられましたが、控除対象外消費税の解消については、増税時に診療報酬の中に手当されているものの十分ではなく、逆に増税により控除対象外消費税が増大し、病院の経営は圧迫されています。

医療環境の厳しさが増す中、自助努力により経営の安定化に努めてきましたが、経営は年々厳しくなっており、赤字経営を余儀なくされています。

しかしながら、公立病院の経営の安定化を図ることは地域医療・不採算医療や保健衛生行政を進める都市自治体にとって、大変重要なことです。そのため、赤字経営になった場合、公立病院存続のために一般会計から予定以上の繰出金を出すことは必要な措置ではありますが、人口減少・少子高齢化に対する福祉経費の増大が予見されるため、一般会計から繰出金を出し続けることは、都市自治体自体の運営にも多大な影響を与えることになります。

よって、国におかれては、**医療機関に係る消費税制度について、これまでのような「診療報酬に上積み」することでは問題の根本的な解決にはならないため、医療機関に係る消費税制度の抜本的な見直しを要望します。**

メ　　モ

第４号議案

国民健康保険に対する負担のあり方について

西尾張ブロック　提出

現在、我が国では、高齢化の進展などにより医療費が毎年増加し、平成２７年９月に厚生労働省が発表した「平成２６年度の医療費の動向」では、概算医療費が４０兆円となり、将来にわたり国民皆保険制度をいかに堅持していくかが大きな課題となっています。なかでも、国民皆保険の最後の砦である国民健康保険は、加入者年齢が高く医療費水準が高いなどの構造的な課題を抱え、多くの市町村が一般会計から多額の繰出金を負担し支えているのが現状です。

近年、医療技術の高度化や高額な新薬の開発により、救われる患者が多くなる一方、著しく高額な医療費が必要になるケースが発生しています。高額な医療費に対しては、国及び県による公費支援をいただきながら、県内で負担の共有化を目的とした高額医療費共同事業が実施されています。

しかしながら、高額医療費共同事業の財源の２分の１は、市町村国保が交付金の３年平均の実績に応じて拠出しています。そのため、突発的な高額医療費については、急激な影響の緩和が図れますが、厚生労働大臣の指定する高額長期疾病（特定疾病）のように高額な医療費が長期に及ぶ疾病が発生した場合は、拠出金が高額になるため、市町村国保の財政を大きく圧迫します。

また、国民皆保険は、相互扶助の精神による制度ではあるものの、医療の進歩とともに、こうした特定の疾病が増えてくれば、どこまでを共助として被保険者への負担に転嫁すべきかが今後の新たな課題となってくるものと認識しています。

よって、国におかれましては、**市町村国保を将来にわたり安定的に運営していくために、著しく高額な医療費が長期に及ぶような特定の疾病等が発生した場合における、国、県、市町村及び被保険者の負担のあり方について、検討していただくよう要望します。**

メ　　モ

第５号議案

手話通訳者の育成について

西三河ブロック　提出

自治体は、国が示す養成カリキュラム等に基づき手話通訳者を養成しています。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第７７条に規定する市町村地域生活支援事業により市町村が「手話奉仕員養成研修事業」を、第７８条に規定する都道府県地域生活支援事業により都道府県が「手話通訳者養成研修事業」を実施しています。

しかしながら、入学式等学校行事が多い時期や、自治体等によるイベントが集中する季節の週末には、手話通訳者を確保することが困難な状況です。また、障害者差別解消法が平成２８年４月１日に施行されるなど、今後手話通訳者の需要がさらに高まると考えられることから、手話通訳者を育成することが急務であると考えます。

そのためには、手話奉仕員養成研修の修了者が円滑に手話通訳者養成研修を受講できる体制が必要であると考えます。

現状、手話通訳者養成研修は手話奉仕員養成研修と比べ、難易度が著しく高く、また開催場所も少ないため、受講者にとって難しい状況であります。しかしながら、都市自治体が単独で、手話奉仕員養成研修の修了者に対して、新たな研修を行うことは、講師やカリキュラムなど物的、人的資源の確保が難しいことから困難です。

よって、国におかれては、**手話通訳者の育成のために、手話奉仕員養成研修の修了者が円滑に手話通訳者養成研修を受講できるよう国がカリキュラムやテキストを作成のうえ講師の養成をし、県がブロック単位等で、実施するような研修制度を創設されることを要望します。**

メ　　モ

第６号議案

火葬場施設整備等に対する国庫補助制度の創設について

西尾張ブロック　提出
東三河ブロック　提出

高齢化の進行による死亡者の増加により、現在の火葬場の施設能力では、火葬需要に応じられない状況が訪れることが予想されます。また、全国的に見ても、多くの施設で老朽化が進んでおり更新の時期を迎えることとなります。

上下水道やごみ処理施設等の生活環境施設と異なり、火葬場の施設整備に対する国庫補助制度はありません。そのため、改修や施設整備が困難になっている自治体が見受けられ、近隣に施設を有しない自治体もあることから、市外の火葬の受入をしている施設もあります。したがって、施設を有する自治体と未だ施設を有しない自治体との不公平が生じており、是正が必要であると考えます。

施設整備に際しては、無臭・無煙という衛生施設、省エネルギーを配慮した近代的な多くの機能を有する施設として、そして、最期を送る場にふさわしい施設にと、利用者その他から要望等が寄せられています。そのため、新技術の導入をはじめ、住民のニーズに応えるべく施設整備が必要になりますが、少子高齢化による人口減少、厳しい財政状況のため、多額の施設整備費が地方財政を大きく圧迫してしまます。

また、火葬場の運営には、維持管理費や修繕費など、長年に渡って多額の経費が必要であり、地方財政にとって恒常的な負担となっています。

よって、国におかれては、**火葬場の施設整備、維持管理・修繕に伴う国庫補助制度の創設を要望します。**

メ　　モ

第７号議案

再生可能エネルギー発電設備の設置事業者に対する規制強化について

東尾張ブロック　提出

我が国の将来のエネルギー政策において、再生可能エネルギー発電設備設置の推進は、重要な位置づけにあると理解しております。

しかしながら、一方で、土地の造成と設備の設置が広く行われるようになった現在、関係法令等を遵守しない事業者と地方自治体、近隣住民等とのトラブルが起きる事例が問題となっています。

愛知県内（瀬戸市）においてもこのほど、太陽光発電設備の設置にあたり、当該市の条例に基づき計画の中止を勧告しましたが強行され、森林法や砂防、土壌汚染対策等に関する県条例に違反したほか、貴重な歴史文化遺産である室町時代の窯業遺跡の一部を損壊させる開発が行われました。このようなことは、住民の生命や財産を守るための関係法令等による指導基準がないがしろにされ、甚大な災害等を引き起こす恐れがあります。

第１９０回通常国会に提出された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」という。）等の一部を改正する法律案では、発電事業者の事業計画について、その実現可能性や内容等を確認し、適切な事業実施が見込まれる場合に経済産業大臣が認定を行う制度の創設が盛り込まれています。

よって、国におかれては、**改正再エネ特措法の運用にあたって、既に設置された再生可能エネルギー発電設備の発電事業者も含め、関係法令等を遵守していない発電事業者に対して、改善命令や認定の取り消しが可能となる仕組みとなるよう要望します。**

メ　　モ

第８号議案

亜炭廃坑処理に対する支援制度の創設について

名古屋ブロック　提出

戦前から戦後にかけて亜炭の採掘がさかんに行われ、なかでも東海地方は最大の亜炭の産地でした。愛知県内においても名古屋市、春日井市、小牧市、長久手市で採掘跡（亜炭廃坑）が広範囲に残されています。

これらの地域は採掘当時と比べて市街化が進み人口密集地域になっているところも多くあることから、事前対策を行わずに放置しておけば、岐阜県御嵩町のような陥没事故が発生する恐れが大きいと考えます。

名古屋市守山区中志段味地区では、組合による土地区画整理事業が施行中ですが、組合設立前から既存の密集市街地の下には亜炭廃坑が広範囲に存在することが想定されています。また、この地区では現実に家屋の庭先など、人的被害に繋がりかねない場所で小規模な陥没が度々発生しており、直近では平成２７年５月に陥没被害が発生しました。そのため、亜炭廃坑対策については、本来の原因者ではない組合が厳しい経営状況にもかかわらず対策費用の負担を強いられる状況となっており、事業を進める上で喫緊の課題となっています。

また、南海トラフ巨大地震を想定した対策の必要性が叫ばれていることや、将来、リニア中央新幹線の整備においてもルート上に亜炭廃坑が存在する可能性が大きいため、亜炭廃坑処理を迅速に行い、安全な市街地の開発・まちづくりを進めるためにも、国による支援制度の早期創設が必要です。

よって、国におかれては、**亜炭廃坑処理を実施する団体に対し、調査、充填工事等に必要な費用に対する支援制度の創設を要望します。**

メ　　モ

第９号議案

プラスチック製容器包装リサイクル制度の見直しについて

東尾張ブロック　提出

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第６条により、市町村はプラスチック製容器包装（以下「プラ容器」という。）の収集運搬、中間処理を行う責務を負っていますが、プラ容器の分別が進むとともに、都市自治体の費用負担が増加しています。

プラ容器の再商品化は、再商品化の指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協」という。）が、プラ容器を製造、販売等する業者（以下「事業者」という。）と市町村から委託料を受け取り行っています。なお、容リ協での再商品化費用が想定よりも少なく済んだ時には、その少なく済んだ分のうちの半分が、事業者側から自治体へ拠出金として支払われます。しかしながら、拠出金は年々減少傾向にあり、自治体の負担は増加しています。

また、容リ協での再商品化は、材料リサイクルやケミカルリサイクルなどのリサイクル方法（再商品化手法）にかかわらずガイドラインが統一化されているため、住民や自治体はプラ容器の洗浄や複雑な選別をしなければならず、分別や中間処理に係る負担も大きくなっております。

よって、国におかれては、**容リ協が実施している再商品化費用の支払いについて、事業者責任の強化・明確化を図り、収集運搬と中間処理に係る費用を事業者負担とすることを要望します。**

また、住民の分別作業と市町村の中間処理の負担軽減を図るため、リサイクル方法に応じた分別基準を定めるとともに、自治体がリサイクル方法を柔軟に選択できる仕組みの確立を要望します。

メ　　モ

第１０号議案

スプレー缶やカセットボンベの処理について

西尾張ブロック　提出

稲沢市では、毎年度５件程度発生する収集車の車両火災を防ぐため、スプレー缶やカセットボンベは、必ず中身を使いきり風通しの良い屋外で穴をあけてから資源として排出する分別としています。

しかしながら、資源として排出されず不燃ごみに混入している場合は、１袋に１～２本であれば作業員が穴を開けて収集し、多量の場合は収集できない理由を記載した警告シールを貼付し、排出者へ気付きを促す取扱いをしています。

そのため、穴開けをせずに排出されるものが増えると、収集時の安全、収集効率の確保のため、当該品目のみでの分別収集が必要となり、収集コスト、内容物及びガスの飛散に対応した処理コストも問題となります。

このような状況の中、平成２７年６月２５日付の環境省事務連絡「適正処理困難な廃棄物の処理体制の整備について」において、スプレー缶やカセットボンベの排出時に穴開けをしない方法が望ましい旨の通知がされておりますが、これらの排出方法及び処理については、自治体ごとに対応が異なっており、実態として一律的な取り扱いがされていない現状であります。

よって、国におかれては、**都市自治体が過度の負担をすることがないよう、スプレー缶やカセットボンベの製造元並びに販売店等業界に対し、安全に配慮した使用方法と併せ、使用後の適切な処理及びリサイクル方法について消費者に周知させるとともに、業者による製品回収を義務付けるよう要望します。**

メ　　モ

第１１号議案

一宮西港道路の早期事業化について

西尾張ブロック　提出

西尾張地域では、道路等インフラ整備の遅れもあり、地域経済力が低下し、都市としての成長力が弱まっています。

こうした中、一宮西港道路整備は、地域相互の交流促進に繋がり、地域社会の発展・開発に与える効果は図り知れないものであります。

また、西尾張の南部に位置する地域は、我が国最大の海抜ゼロメートル以下の地域であり、大規模災害時には河川海岸堤防の崩壊・沈下を原因とする浸水被害が危惧されており、一宮西港道路の整備は、災害時の避難経路や救援活動としての役割を担うことを期待されている道路であります。

愛知県広域道路整備計画（平成５年１２月策定、平成１０年６月見直し）では、一宮西港道路は、平成１０年６月に地域高規格道路の「計画路線」に指定された県内１２路線のうちの１路線でありますが、その後の進捗が滞っており、事業化の目途が立っておりません。

よって、国におかれては、**海抜ゼロメートル地帯における災害時の避難経路や救助活動の主軸となるという観点からも吟味され、一宮西港道路の事業化を一刻も早く行っていただくよう要望します。**

メ　　モ

第１２号議案

自動車物流機能の強化に向けた港湾施設の整備促進について

東三河ブロック　提出

三河港は、自動車産業を中心とした産業の集積地となっており、輸入自動車については、金額・台数ともに２３年連続日本一を記録し、国内シェア５３％を取り扱う等、日本経済を牽引する港として重要な地位を構築してきました。

しかしながら、その多くを扱う神野地区では、船舶の大型化による岸壁の延長不足や完成自動車と一般貨物の混在により、複雑なバースの利用調整を余儀なくされるなど、円滑な荷役作業に支障をきたしています。

また、名豊道路（国道２３号）など広域幹線道路の整備が進む中、三河港のアクセス道路となる臨港道路の強化が課題となっています。

田原地区や御津地区においては、広域幹線道路へのアクセスや岸壁の水深不足などが企業立地のボトルネックとなっており、企業立地促進のための、臨港道路及び岸壁を早急に整備する必要があります。

よって、国におかれては、**第６次三河港港湾計画に基づき、貨物の混在及び岸壁延長不足解消のための岸壁の整備を早急に実施するとともに、完成自動車保管用地及び積出用地の整備、並びに三河港のアクセス強化及び企業立地促進のための臨港道路の整備や岸壁の整備等、自動車物流機能の強化に向けた港湾施設の整備に係る財政措置を講じるよう要望します。**

メ　　モ

第１３号議案

学校施設整備に対する財政支援について

西尾張ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

学校施設においては、優先度の高い特別教室への空調設備を整備してきたため、児童生徒が１日の大半を過ごす普通教室は、費用の面から未整備となっており、保護者などからは、快適な学習環境の整備を求める声が多く寄せられています。

しかしながら、普通教室への空調設置となると、莫大な費用が必要となり、学校施設環境改善交付金の交付率３分の１、そして現在の基準単価では、早期かつ一律的に実施していくことが困難な状況です。

また、学校施設の大半は、昭和４０年代、５０年代に設置されており、老朽化対応が深刻な課題となっているため、老朽化の進む校舎やトイレの大規模な改修が必要となります。しかしながら、大規模改造事業に対する学校施設環境改善交付金の採択は、大変厳しい状況となっています。

地方財政逼迫の中で一度に複数校の大規模改造事業を手掛ける余裕はなく、小中学校全てでこの事業を終えるには相当の年数が必要となります。そのため、大規模改造事業の施工順位の遅い学校では、小規模な改修を行って急場をしのいでいますが、こうした工事では、学校施設環境改善交付金の下限額の基準を満たさないケースや改修面積が全体面積の７０％以上を満たさないケース、またプールの老朽化対策のようにそれ自体が交付金対象とならない場合もあります。

さらに、単一の事業で複数校の工事を行う場合には、大規模改造（老朽）エコ改修事業を除いて学校単位での下限額設定となっているため、その多くが交付金の対象とはならず、学校改修の予算確保に苦慮しています。

よって、国におかれては、**小中学校の大規模改造事業に対する学校施設環境改善交付金について、確実に財源を確保していただくとともに、補助対象要件の緩和及び補助率の引上げなど、さらなる制度の拡充を要望します。**

メ　　モ

協　議　事　項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 役員の改選について

(3) 次回開催市の決定について

第１６５回 愛知県市長会議出席者名簿（敬称略）

来　　賓

愛 知 県

副　知　事	石　原　君　雄
総 務 部 長	篠　田　信　示
市町村課長	矢　野　浩　二

蒲郡市

蒲郡市議会副議長	広　中　昇　平

市名	職名	氏名	市名	職名	氏名
名古屋市	市長	河村たかし	稲沢市	市長	大野紀明
豊橋市	市長	佐原光一	新城市	市長	穂積亮次
岡崎市	市長	内田康宏	東海市	市長	鈴木淳雄
一宮市	市長	中野正康	大府市	市長	岡村秀人
瀬戸市	市長	伊藤保徳	知多市	市長	宮島壽男
半田市	市長	榊原純夫	知立市	市長	林　郁夫
春日井市	市長	伊藤　太	尾張旭市	市長	水野義則
豊川市	市長	山脇　実	高浜市	市長	吉岡初浩
津島市	市長	日比一昭	岩倉市	市長	片岡恵一
碧南市	市長	禰冝田政信	豊明市	市長	小浮正典
刈谷市	市長	竹中良則	日進市	市長	萩野幸三
豊田市	市長	太田稔彦	田原市	市長	山下政良
安城市	市長	神谷　学	愛西市	市長	日永貴章
西尾市	市長	榊原康正	清須市	市長	加藤静治
蒲郡市	市長	稲葉正吉	北名古屋市	市長	長瀬　保
犬山市	市長	山田拓郎	弥富市	市長	服部彰文
常滑市	市長	片岡憲彦	みよし市	市長	小野田賢治
江南市	市長	澤田和延	あま市	市長	村上浩司
小牧市	市長	山下史守朗	長久手市	市長	吉田一平

開催市（蒲郡市）　副市長　井澤勝明

愛知県市長会事務局　事務局長　戸田正彦

愛知県市長会議開催一覧表

（平成１２年秋以降）

回数	開催年月日	開催市	会場
１３４	平成12年10月 3 日	小牧市	名鉄小牧ホテル
１３５	平成13年 4 月17日	稲沢市	稲沢市勤労福祉会館
１３６	平成13年10月 5 日	新城市	新城文化会館
１３７	平成14年 4 月19日	東海市	東海市立勤労センター
１３８	平成14年10月 3 日	大府市	大府市勤労文化会館
１３９	平成15年 5 月 8 日	知多市	知多市勤労文化会館
１４０	平成15年10月 2 日	尾張旭市	尾張旭市渋川福祉センター
１４１	平成16年 5 月 7 日	知立市	知立セントピアホテル
１４２	平成16年10月 6 日	高浜市	㈱豊田自動織機 高浜工場
１４３	平成17年 4 月20日	岩倉市	岩倉市総合体育文化センター
１４４	平成17年10月 4 日	豊明市	ザ・グランドティアラ豊明
１４５	平成18年 4 月25日	日進市	愛知学院大学　学院会館
１４６	平成18年10月 5 日	田原市	伊良湖ビューホテル
１４７	平成19年 5 月14日	愛西市	愛西市親水公園総合体育館
１４８	平成19年10月 3 日	清須市	キリンビール㈱ 名古屋工場
１４９	平成20年 4 月22日	北名古屋市	北名古屋市健康ドーム
１５０	平成20年10月 2 日	弥富市	弥富市総合社会教育センター
１５１	平成21年 4 月21日	豊橋市	ホテル日航豊橋
１５２	平成21年10月16日	名古屋市	名古屋マリオットアソシアホテル
１５３	平成22年 4 月28日	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ Libra
１５４	平成22年10月 5 日	一宮市	アイプラザ一宮
１５５	平成23年 5 月10日	瀬戸市	瀬戸蔵
１５６	平成23年10月14日	半田市	半田市福祉文化会館
１５７	平成24年 4 月24日	春日井市	ホテルプラザ勝川
１５８	平成24年10月 3 日	豊川市	豊川市民プラザ プリオⅡ
１５９	平成25年 4 月25日	津島市	津島市生涯学習センター
１６０	平成25年10月 3 日	碧南市	衣浦グランドホテル
１６１	平成26年 4 月24日	刈谷市	刈谷市総合文化センター
１６２	平成26年10月 2 日	豊田市	名鉄トヨタホテル
１６３	平成27年 5 月12日	安城市	ホテルグランドティアラ安城
１６４	平成27年10月 1 日	西尾市	三河湾リゾートリンクス

（注）第１３３回以前については省略。

愛知県市長会会則

（名　　称）
第１条　この会は、愛知県市長会（以下「市長会」という。）という。
（組　　織）
第２条　市長会は、愛知県下の各市をもって組織する。
（目　　的）
第３条　市長会は、県下各市相互の連携を密にし、行政全般につき調査研究を行い、市政の円滑なる運営を期することを目的とする。
（事　　業）
第４条　市長会は、次の各号に掲げる事業を行う。
(1)　行政全般の調査研究
(2)　行政全般に関する統計
(3)　市長会が主催する各種会議の運営
(4)　その他市長会の目的を達成するため必要な事項
（事　務　所）
第５条　市長会の事務所は、名古屋市中区三の丸二丁目３番２号愛知県自治センター内に置く。
（役　　員）
第６条　市長会に次の各号に掲げる役員を置き、市長会を組織する市の市長（以下「市長」という。）をもって充てる。
(1)　名誉会長　　１名
(2)　会　　長　　１名
(3)　副 会 長　　２名
(4)　理　　事　　（名誉会長、会長及び副会長を含む。）９名
(5)　監　　事　　２名
（役員選出及び任期）
第６条の２　前条の役員は、総会において選出し、その任期は１年とする。
２　監事を除く役員のブロック別選出基準は、別表のとおりとする。
（会長及び副会長）
第７条　会長は、市長会の会務を総理し、市長会を代表する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（理　　事）
第８条　理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
（監　　事）
第９条　監事は、毎会計年度少なくとも１回以上日を定めて、市長会の会計事務を監査しなければならない。

（顧　　問）
第10条　市長会に顧問を置くことができる。
2　顧問は、総会において推せんするものとする。
3　顧問は、理事会及び総会において意見を述べることができる。
（参　　与）
第11条　市長会に参与を置くことができる。
2　参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3　参与は、市長会の重要な事項につき諮問に応ずるものとする。
（常任幹事及び幹事）
第12条　市長会に常任幹事及び幹事を置き、その任期は１年とする。
2　幹事は、市長の指名する部長又は課長をもって充てる。
3　常任幹事は、幹事の互選による。
4　常任幹事及び幹事は、市長会の円滑な運営を図るため、連絡協議するものとする。
（総　　会）
第13条　通常総会は、年２回開催する。
2　会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
3　総会には、市長が出席するものとする。
4　総会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 会則の変更に関すること。
(2) 事業計画、予算及び決算に関すること。
(3) その他市長会の重要な事項に関すること。
（理　事　会）
第13条の２　理事会は、理事をもって構成する。
2　理事会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
(2) 総会に付議すべき事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（事　務　局）
第14条　市長会に事務局を置く。
2　事務局に、事務局長１名及び書記若干名を置く。
3　事務局長は、会長の命を受け、その事務を処理する。
4　書記は、事務局長の命を受け、その事務に従事する。
5　事務局の組織、職員定数、職務分掌、勤務条件、その他の必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
（会議の招集）
第15条　会議は、必要のつど会長が招集する。
2　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会　　計）
第16条　市長会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。
２　市長会の経費は、市長会を組織する市の負担金、寄付金、その他収入をもって支弁する。
（委　　任）
第17条　この会則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附　則
１　この会則は、昭和３６年８月１日から施行する。
２　削　除
３　市長会は、この会則施行の日における愛知県市長会及び愛知県都市協議会の事業並びに権利及び義務を承継する。

（昭和３８年１月１日から平成７年５月２日までの附則　略）

附　則
この会則は、平成１０年４月２４日から施行する。
附　則
この会則は、平成１６年５月７日から施行する。
附　則
この会則は、平成１７年４月２０日から施行する。
附　則
この会則は、平成１７年１０月４日から施行する。
ただし、北名古屋市については、同市の設置の効力が生じる日から施行する。
附　則
この会則は、平成１８年４月２５日から施行する。
附　則
この会則は、平成２２年４月２８日から施行する。
附　則
この会則は、平成２４年１月４日から施行する。

別　表

ブロック別役員選出基準

ブロック名	基準数（監事を除く）	構成市数	構成市
名古屋	1	1	名古屋市
西尾張	2	9	一宮市・津島市・犬山市・江南市・稲沢市・岩倉市・愛西市・弥富市・あま市
東尾張	2	9	瀬戸市・春日井市・小牧市・尾張旭市・豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・長久手市
知多	1	5	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市
西三河	2	9	岡崎市・碧南市・刈谷市・豊田市・蒲郡市・西尾市・知立市・高浜市・みよし市
東三河	1	5	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市
計	9	３８	

基準数の算定基礎は、次のとおりとする。

５　市　ま　で　　１

６市から１０市まで　　２